

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員の議員報酬等に関する条例

平成20年12月 1日 条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(議員報酬の額)

第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬は、年額とする。

2 議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(議員報酬の支給の始期等)

第3条 議長及び副議長にはその選挙された日の翌日から、議員にはその職に就いた当日分から日割計算によりそれぞれの議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職若しくは除名（以下「退職等」という。）により、議長、副議長若しくは議員でなくなったとき又は議会が解散されたときはその日まで、日割によって計算した額の議員報酬を支給する。ただし、死亡したときには、その当日分までの議員報酬を日割計算により直ちに支給する。

3 前2項の日割計算の方法は、それぞれの議員報酬を、その年の日数で除した額に、その年の在職日数を乗じて得た額とする。

4 議長、副議長及び議員には、重複して議員報酬を支給しない。

(議員報酬の支給方法)

第4条 前条の議員報酬は、毎年3月にこれを支給し、その支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、退職等の場合は直ちに支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 議長、副議長及び議員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、内国を旅行した場合に支給する車賃、日当、宿泊料及び食卓料については別表第2に定めるところによる。

3 第1項の費用弁償の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(補則)

第6条 この条例の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

職名	議員報酬年額
議長	33,000円
副議長	30,000円
議員	29,000円

別表第2 (第5条関係)

車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
	用務地が県外の場合	用務地が県内の場合	用務地が県外の場合	用務地が県内の場合	
円 37	円 1,350	円 1,300	円 13,500	円 12,500	円 2,200